

平成 26 年度税制改正（地方税）の概要について

税目・改正項目	改正の内容																				
個人市民税	<p>給与所得控除の見直し</p> <p>○ 所得税及び住民税における給与所得控除について、控除水準の適正化を図る観点から、個人市民税における給与所得控除の上限額が、次のとおり、引き下げられます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">現行 (平成26～28年度分)</th> <th style="width: 15%;">平成29年度分の 個人市民税</th> <th style="width: 15%;">平成30年度分以後の 個人市民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除の上限額が適用される給与収入</td> <td style="text-align: center;">1,500万円</td> <td style="text-align: center;">1,200万円</td> <td style="text-align: center;">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td style="text-align: center;">245万円</td> <td style="text-align: center;">230万円</td> <td style="text-align: center;">220万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】平成29年度分から(所得税は平成28年分から)</p>		現行 (平成26～28年度分)	平成29年度分の 個人市民税	平成30年度分以後の 個人市民税	控除の上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円	給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円								
	現行 (平成26～28年度分)	平成29年度分の 個人市民税	平成30年度分以後の 個人市民税																		
控除の上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円																		
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円																		
法人市民税	<p>法人税割の税率の引下げ</p> <p>○ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が「地方法人税(仮称)」として国税化され、地方交付税の原資とされます。</p> <p>○ これに伴い、法人市民税については、法人税割の標準税率及び制限税率が、次のとおり引き下げられます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">現行</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準税率</td> <td style="text-align: center;">12.3%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9.7%</td> </tr> <tr> <td>制限税率</td> <td style="text-align: center;">14.7%</td> <td style="text-align: center;">(▲2.6%)</td> <td style="text-align: center;">12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】本市の法人税割の税率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">法人の区分(資本金の額若しくは出資金の額等)</th> <th style="width: 30%;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円未満</td> <td style="text-align: center;">12.3%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td style="text-align: center;">13.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td style="text-align: center;">14.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-left: 20px;">➔</p> <p>【適用】平成26年10月1日以後に開始する事業年度から</p> <p>(備考) 地方法人課税の是正については、消費税率10%段階において、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとともに、他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討することとされています。</p>		現行		改正案	標準税率	12.3%		9.7%	制限税率	14.7%	(▲2.6%)	12.1%	法人の区分(資本金の額若しくは出資金の額等)	税率	5億円未満	12.3%	5億円以上 10億円未満	13.5%	10億円以上	14.7%
	現行		改正案																		
標準税率	12.3%		9.7%																		
制限税率	14.7%	(▲2.6%)	12.1%																		
法人の区分(資本金の額若しくは出資金の額等)	税率																				
5億円未満	12.3%																				
5億円以上 10億円未満	13.5%																				
10億円以上	14.7%																				

税目・改正項目		改正の内容																																																								
軽自動車税	税率の引上げ	<p>○ 国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の標準税率が、次のとおり引き上げられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>現行</th> <th>引上げ幅</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc 以下</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="4">1.5 倍 (最低 2,000 円)</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50cc 超 90cc 以下</td> <td>1,200 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90cc 超 125cc 以下</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪 (125cc 超 250cc 以下)</td> <td>2,400 円</td> <td></td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪 (250cc 超)</td> <td>4,000 円</td> <td></td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100 円</td> <td>1.25 倍</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>1.5 倍</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td></td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>1.25 倍</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td></td> <td>3,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※</p> <p>※ ただし、三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから改正案の税率を適用。(平成26年度までに最初の新規検査を受けたものは現行の税率に据え置き)</p>				車種区分		現行	引上げ幅	改正案	原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	1.5 倍 (最低 2,000 円)	2,000 円	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円	ミニカー	2,500 円	3,700 円	軽二輪 (125cc 超 250cc 以下)		2,400 円		3,600 円	小型二輪 (250cc 超)		4,000 円		6,000 円	三輪		3,100 円	1.25 倍	3,900 円	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	1.5 倍	10,800 円	営業用	5,500 円		6,900 円	貨物用	自家用	4,000 円	1.25 倍	5,000 円	営業用	3,000 円		3,800 円
	車種区分		現行	引上げ幅	改正案																																																					
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	1.5 倍 (最低 2,000 円)	2,000 円																																																						
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円		2,000 円																																																						
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円		2,400 円																																																						
	ミニカー	2,500 円		3,700 円																																																						
軽二輪 (125cc 超 250cc 以下)		2,400 円		3,600 円																																																						
小型二輪 (250cc 超)		4,000 円		6,000 円																																																						
三輪		3,100 円	1.25 倍	3,900 円																																																						
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	1.5 倍	10,800 円																																																					
		営業用	5,500 円		6,900 円																																																					
	貨物用	自家用	4,000 円	1.25 倍	5,000 円																																																					
		営業用	3,000 円		3,800 円																																																					
【適用】 平成27年度分から																																																										
三輪以上の軽自動車に係る重課の導入	<p>○ 軽自動車税のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、次のとおり、税率が引き上げられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100 円</td> <td>4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>4,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		現行	改正案	三輪		3,100 円	4,600 円	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	12,900 円	営業用	5,500 円	8,200 円	貨物用	自家用	4,000 円	6,000 円	営業用	3,000 円	4,500 円																																		
	車種区分		現行	改正案																																																						
三輪		3,100 円	4,600 円																																																							
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	12,900 円																																																						
		営業用	5,500 円	8,200 円																																																						
	貨物用	自家用	4,000 円	6,000 円																																																						
		営業用	3,000 円	4,500 円																																																						
【適用】 平成28年度分から																																																										
<p>(備考) 自動車関連税制の見直しについては、消費税率10%への引上げ時において、自動車取得税(県税)が廃止されるとともに、自動車税(県税)の見直しとして、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を自動車の取得時の課税として実施し、平成27年度税制改正で具体的な結論を得ることとされています。(税収規模は、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保。)</p>																																																										

税目・改正項目		改正の内容																						
固定資産税	耐震改修が行われた家屋に係る減額措置の創設	<p>○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された家屋のうち、政府の補助を受けて耐震改修を行った既存家屋(住宅※を除く)に係る固定資産税の減額措置(2年度分)が創設されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるよう改修工事が行われた既存家屋(住宅を除く。)</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 耐震改修が行われた住宅については、地方税法に基づく固定資産税の減額措置および市税条例に基づく都市計画税の減額措置がある。</p> <p>【適用】 平成27年度分から</p>		対象資産	減額割合	現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるよう改修工事が行われた既存家屋(住宅を除く。)	2分の1																	
	対象資産	減額割合																						
現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるよう改修工事が行われた既存家屋(住宅を除く。)	2分の1																							
償却資産に係る課税標準の特例措置の創設・拡充(わがまち特例の導入)	<p>○ 水防法に基づき、浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備に対して講じる償却資産の特例措置(5年度分)が創設されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浸水防止用設備 【例】 止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口 浸水防止機 等</td> <td>2/3を参酌して、1/2以上 5/6以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定される冷蔵機器及び冷凍機器であって自然冷媒を利用したのに対して講じる償却資産の特例措置(3年度分)が創設されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器) 【例】 CO2 ショーケース、空気冷凍システム 等</td> <td>3/4を参酌して、2/3以上 5/6以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 水質汚濁防止法等に基づき、公共の危害防止のために設置された施設又は設備に対して講じる償却資産の特例措置が、わがまち特例が導入された上で見直されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象資産</th> <th colspan="2">特例率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は廃液の処理施設 【例】沈澱又は浮上装置、油水分離装置 等</td> <td>1/3</td> <td>1/3を参酌して、1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> <tr> <td>大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 【例】 テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置</td> <td>1/2</td> <td>1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> <tr> <td>土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 【例】 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置</td> <td>1/2</td> <td>1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】 平成27年度分から</p>		対象資産	特例率	浸水防止用設備 【例】 止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口 浸水防止機 等	2/3を参酌して、1/2以上 5/6以下の範囲内において条例で定める割合	対象資産	特例率	ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器) 【例】 CO2 ショーケース、空気冷凍システム 等	3/4を参酌して、2/3以上 5/6以下の範囲内において条例で定める割合	対象資産	特例率		現行	改正案	水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は廃液の処理施設 【例】沈澱又は浮上装置、油水分離装置 等	1/3	1/3を参酌して、1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 【例】 テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	1/2	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合	土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 【例】 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	1/2	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合
対象資産	特例率																							
浸水防止用設備 【例】 止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口 浸水防止機 等	2/3を参酌して、1/2以上 5/6以下の範囲内において条例で定める割合																							
対象資産	特例率																							
ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器) 【例】 CO2 ショーケース、空気冷凍システム 等	3/4を参酌して、2/3以上 5/6以下の範囲内において条例で定める割合																							
対象資産	特例率																							
	現行	改正案																						
水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は廃液の処理施設 【例】沈澱又は浮上装置、油水分離装置 等	1/3	1/3を参酌して、1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合																						
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 【例】 テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	1/2	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合																						
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 【例】 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	1/2	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合																						